

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名称	認証評価申請年度	認証評価時の認定
同志社大学法科大学院	2018年度	適合

法科大学院基準		付記事項	
大項目	評価の視点	<変更前>	<変更後>
教育内容・方法・成果	2-3 授業科目が、法令の定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたりバランスよく開設され、かつ、それぞれの科目群にふさわしい内容となっているか（「告示第53号」第5条）。	法令の定める科目群ごとの開設科目数及び単位数は、法律基本科目が60科目102単位、法律実務基礎科目が14科目26単位、基礎法学・隣接科目が18科目37単位、展開・先端科目が48科目96単位となっていた。	カリキュラム改編により、2020年度において法令の定める科目群ごとの開設科目数及び単位数は、法律基本科目が50科目106単位、法律実務基礎科目が10科目22単位、基礎法学・隣接科目が20科目34単位、展開・先端科目が46科目89単位となっている。
	2-4 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第53号」第5条第2項）。	必修科目として修得すべき法律基本科目の総単位数は、A群科目につき36単位、C群科目につき28単位、計64単位である。残りの4単位については、いずれの科目群から修得してもよく、この4単位全てについて法律基本科目から履修した場合、68単位となる。したがって、法律基本科目の単位数が修了要件単位数102単位に占める割合は62.7%（64単位の場合）から66.7%（68単位の場合）の範囲となっていた。	2020年度における必修科目として修得すべき法律基本科目の総単位数は、A群科目につき30単位、C群科目につき27単位、計57単位である。残りの5単位については、いずれの科目群から修得してもよく、この5単位全てについて法律基本科目から履修した場合、62単位となる。したがって、法律基本科目の単位数が修了要件単位数96単位に占める割合は59.4%（57単位の場合）から64.6%（62単位の場合）の範囲となっている。
	2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の	課程修了の要件は、在学期間を3年（法学既修者については1年在学したものと	2020年度からは、カリキュラム改編により、修了に必要な単位数を96単位へ

	<p>認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として3年、93単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第23条）。</p>	<p>みなす）とし、修了に必要な単位数は102単位となっていた。</p>	<p>変更した。</p>
<p>2-17</p> <p>学生が各年次において履修科目として1年間に登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（標準36単位）に従って設定されているか（「告示第53号」第7条）。</p>		<p>法学未修者1年次生につき42単位、法学未修者2年次生・法学既修者1年次生につき原則として36単位、法学未修者3年次生・法学既修者2年次生につき44単位と定められていた。法学未修者1年次生につき42単位とされていたのは、法学未修者に対する法律基本科目の指導充実の見地から、憲法、刑法及び民法につき1単位の基礎演習を2科目ずつ開講した計6単位分につき、授業科目の増加措置を講じたことによるものであった。</p>	<p>カリキュラム改編により、2020年度から、法学未修者1年次生に対して6単位を上限として36単位を超えて履修することを認める措置を取りやめ、法学未修者1年次生の履修登録できる単位の上限は36単位としている。</p>
<p>2-19</p> <p>在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その設定が行われているか（「専門職」第24条）。</p>		<p>法学既修者として認定された者に対しては、法学未修者1年次配当科目のうち、基準点を上回った科目につき、最大32単位（行政法・商法型）又は30単位（刑訴法・民訴法型）を修得したものとみなし、単位が認定されていた。</p>	<p>2020年度から、法学既修者として認定された者に対しては、法学未修者1年次配当科目のうち、基準点を上回った科目につき、最大26単位（行政法・商法型）又は24単位（刑訴法・民訴法型）を修得したものとみなし、単位を認定している。</p>
<p>2-20</p> <p>法学既修者の課程修了要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が放れ上の基準に基づいて適切に設定されているか（「専門職」第25条）。</p>		<p>修了要件単位数は102単位であり、法学既修者が修得したものとみなされる単位数は最大36単位であった。</p>	<p>2020年度から、修了要件単位数は96単位であり、法学既修者が修得したものとみなされる単位数は33単位を超えないものとなっている。</p>

	2-42 司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結びついているか。	2012～2017年の司法試験合格率は、全国平均の2分の1以上は確保されていた。	2020年度の司法試験合格率は23.7%であり、全国平均の2分の1以上となっている。
教員・教員組織	3-1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。また、法令上必要とされる専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「専門職」第5条第2項、「告示第53号」第1条第1項、第5項）。	認証評価の時点における専任教員数は26名であり、必要人数である14名を上回っていた。	2020年5月1日時点における専任教員数は26名となっている。
	3-2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第53号」第1条第6項）。	認証評価の時点においては、専任教員全員が教授であった。	2020年5月1日時点においては、専任教員26名のうち25名が教授である。
	3-5 法律基本科目の各科目について、専任教員が適切に配置されているか。	認証評価の時点においては、憲法2名、行政法2名、民法5名、商法2名、民事訴訟法3名、刑法2名、刑事訴訟法3名の専任教員が配置されていた。	2020年5月1日時点においては、憲法2名、行政法3名、民法5名、商法2名、民事訴訟法3名、刑法2名、刑事訴訟法3名の専任教員が配置されている。
	3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	認証評価の時点においては、法律基本科目の必修科目では83.6%、選択科目では92.9%、全体では85.7%、基礎法学・隣接科目の65.0%、展開・先端科目の46.0%を専任教員が担当していた。	変更後（2020年度）においては、法律基本科目の必修科目では85.4%、選択科目では76.6%、全体では82.4%、基礎法学・隣接科目の68.4%、展開・先端科目の51.0%を専任教員が担当している。
学生の受け入れ	4-9 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。	過去5年間で一度も競争倍率が2倍未満となったことはない。	2020年度入学者選抜においては、競争倍率が2.00倍となっている。